

障害福祉サービス事業所等  
整備運営事業者公募要項

(整備計画地)

世田谷区深沢三丁目(国有地)

令和8年6月

世田谷区

## 目 次

1	公募の趣旨	3
2	公募施設及び規模等	3
3	応募資格	4
4	貸付予定地	5
5	貸付条件等	6
6	補助制度（予定）	7
7	施設整備及び運営に関する基本的事項	9
8	開設スケジュール（予定）	12
9	事業者説明会	12
10	応募意向調査票兼質問票の提出	13
11	応募申込書の提出	13
12	運営に関する提案	14
13	建築に関する提案	16
14	整備運営事業者の選定方法	17
15	問い合わせ先一覧	17
16	提出書類一覧	18
	地積測量図	19
	残置物	19
	世田谷区の運営費補助	20

## 1 公募の趣旨

世田谷区（以下「区」という。）では、令和6年3月に策定した「せたがやインクルージョンプラン」に基づき、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指しています。

障害者施設においては、障害者の高齢化・重度化や、いわゆる親なき後を見据え、令和2年度に策定し、令和5年度に更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けの共同生活援助の整備を進めています。特に、区内の施設入所支援施設である東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘からの地域移行先ともなる重度障害者向けの施設整備は、喫緊の課題となっています。

また、障害児通所施設についても、令和5年度に策定した「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」に基づき、医療的ケアが必要な障害児の需要を満たしていない実態への対応が急務となっています。

そのため、国有地を活用して、医療的ケア者を含む重度障害者を対象とした生活介護及び共同生活援助と、医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する施設を整備することとしました。

本公募では、関東財務局（以下「国」という。）から本件国有地を直接借り受け、建物その他工作物（以下「本件建物」という。）を整備・運営する社会福祉法人（以下「事業者」という。）を募集いたします。なお、本公募において選定された事業者は、本件国有地の借り受け事業者としての国の決定を受ける必要がありますので、予めご承知おきください。

## 2 公募施設及び規模等

### (1) 事業内容

サービス種別	定員	主たる対象
生活介護	20人程度	身体障害者 (医療的ケア者や知的障害、精神障害、 高次脳機能障害等との重複障害を含む)
共同生活援助 ※介護サービス包括型	10人	
児童発達支援 放課後等デイサービス ※多機能型	5人程度 (重症心身障害児) 10人程度 (重症心身障害児以外)	主に医療的ケアを必要とする障害児 (重症心身障害児を含む)

#### <注意事項>

- ・ 上記事業が含まれない提案及び上記事業以外が含まれる提案は、選定の対象としません。
- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、多機能型事業所（基準省令第80条及び81条の特例は適用しない）として運営してください。
- ・ 主たる対象の詳細は、P.10「7施設整備及び運営に関する基本的事項」(3)運営に関する条件>ウ事業所の利用者」に記載のとおりです。

## (2) 開設時期

令和12年4月頃を目途に事業を開始してください。

## (3) 留意事項

障害福祉サービス事業所等の整備に関して、事業者はそれぞれ関係する法令の規定に基づく施設基準を満たすとともに、「7 施設整備及び運営に関する基本的事項」による条件を満たすことが必要です。

# 3 応募資格

今回の募集に応募できる事業者は、次の資格要件を全て満たす社会福祉法人とします。新たに社会福祉法人を設立しての応募は認められません。

なお、複数の法人による共同提案は認められません。また、同一の応募者が複数の提案を行うことはできません。

## (1) 事業実績

- ① 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等（※）を令和8年4月1日現在1年間以上運営している社会福祉法人であること。
- ② 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等（※）にて、医療的ケアが必要な障害者もしくは障害児への支援実績を有する事業者であること。

※ 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助）又は児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援等（児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）若しくは第42条に規定する障害児入所施設を指す。

## (2) 財務状況

- ① 応募時において、事業開始当初の運転資金が確保されていること。年間事業費（予算額）の12分の2以上を自己資金で確保していること。
- ② 応募時及び事業計画において、負債金額が資産総額の2分の1を超えていないこと。

## (3) その他

- ① 既存の障害福祉サービス事業所等において、指導監査等により指摘を受けていない、または改善済みであること。
- ② 東京都が定める直近の「社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領」の審査基準を満たしていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者でないこと。

## 4 貸付予定地

### (1) 所在地

《地 番》東京都世田谷区深沢三丁目28番1

《住居表示》東京都世田谷区深沢三丁目6番



この地図の作成に当たっては、国際航業株式会社の承諾を得て、国際航業株式会社に著作権が帰属する白地図データベースを使用しています。

### (2) 敷地面積

1954.69㎡

※「地積測量図」(P.19)を参照。

### (3) 主な用途地域等

用途地域	第一種低層住居専用地域
建ぺい率の最高限度(角地緩和)	50%(60%)
容積率の最高限度	100%
防火指定	準防火地域
日影規制	4時間/2.5時間(測定面1.5m)
高度地区	10m第1種高度地区

### (4) 関連法令

建築基準法、その他関連法令、東京都建築安全条例、区が定める条例・要綱等については、十分確認をしてください。施設の建築、運営に際しては該当する法令等及び条件を遵守していただきます。

### (5) 最寄駅等

東急大井町線「尾山台駅」下車徒歩約18分

バス「東深沢小学校前」下車徒歩約1分

(都立O1/弦巻営業所~都立大学駅北口 黒O7/目黒駅前~弦巻営業所  
自O1・自O2/自由が丘駅~駒大深沢キャンパス前)

## (6) 引き渡し条件

国による解体工事にて、既存建物（建物基礎含む）の撤去は完了していますが、P.19「残置物」に記載のとおり一部コンクリート塀やメッシュフェンス等を残置したうえで引き渡します。なお、残置物の取り扱いについては、事業者決定後、国と事業者にて必要に応じて協議していただきますが、引き渡し後の管理・修繕等については事業者にて行ってください。

## (7) 現地の見学

既存建物は撤去済みです。道路から現況確認は可能ですが、敷地内に立ち入ることはできません。その際、近隣住民に迷惑とならないよう配慮し、車や大人数での見学はご遠慮ください。

# 5 貸付条件等

事業者は、国と借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。

契約の詳細は国が決定いたしますが、現段階における貸付の主な条件は、以下のとおりです。

※以下に記載の参考通達 URL については、P.7「(11) その他」にまとめて記載。

## (1) 貸付期間

50年間

## (2) 貸付開始時期

東京都の「障害者（児）施設整備費補助」の内示が事業者に交付されてから、建設工事着工までの期間内で、国と事業者が協議の上決定します（令和11年1月頃を想定）。

## (3) 貸付料

国は、事業者との間で書面による見積合わせ（事業者が契約希望価格を書面で提出し、国の予定価格以上か否かを確認する手続きをいう。）を実施した上で、国の予定価格以上の金額をもって貸付料を決定します。

【参考通達】

財務省通達「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」の

「第7-3-(4) 処分等価格の決定手続き」のとおり

なお、貸付料については時価貸付が基本となります。

【参考通達】

財務省通達「定期借地権を設定した貸付けについて」の「4 貸付料」のとおり

また、貸付料の一部は一時金として前払いすることができます。

【参考通達】

財務省通達「定期借地権を設定した貸付けについて」の「5-(2) 前納貸付料」のとおり

## (4) 権利金

定期借地権を設定する際の権利金（国の返還義務を負わないものに限る）については、その授受の慣行がある場合、国に支払う必要があります。

## (5) 保証金

契約保証金については免除となります。

(6) 費用負担

契約に際し作成する、国有財産有償貸付合意書及び公正証書の費用は、事業者の負担となります。

(7) 用途の指定

契約に際し、用途指定が付されます。指定用途、指定期日及び指定期間の指定については、「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」によるものとし、国の事前承認なしで用途指定を変更することができません。

(8) 施設整備

当該地で事業を行うために必要な施設、設備及び歩道状空地等は、事業者の負担で設置してください。

なお、施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助協議が必要になります(P.7「6 補助制度(予定)」参照)。

(9) 維持管理

施設、設備及び歩道状空地等の維持管理に係る費用は、事業者の負担になります。

(10) 土地の返還

貸付期間満了のとき、事業者が土地の貸付契約を解除したとき又は国が事業者の事業運営を理由に土地の貸付契約を解除したときは、事業者の負担により本件土地の施設、設備等の撤去等を直ちに行い、原状に回復させ、更地で返還することになります。

(11) その他

【参考 URL】財務省通達「定期借地権を設定した貸付けについて」

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/act/kokuji\\_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20190920-3207-14.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20190920-3207-14.html)

【参考 URL】財務省通達「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/act/kokuji\\_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20190920-3206-14.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20190920-3206-14.html)

【参考 URL】財務省通達「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/act/kokuji\\_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-19660222-0339-14.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-19660222-0339-14.html)

## 6 補助制度(予定)

### <整備費補助>

本公募の事業計画作成にあたっては、令和9年度障害者(児)施設整備費補助事業で示される補助基準額やスケジュールを参考としてください。

【参考 URL】東京都「令和9年度障害者(児)施設整備費補助事業」

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=095-011>

(1) 障害者(児)施設整備費補助事業【東京都】

① 都補助基準額(本体)

サービス種別	都補助基準額	
生活介護	1人当たり	11,010千円
共同生活援助	1ユニット当たり	62,000千円
児童発達支援 放課後等デイサービス	1人当たり	11,010千円

② 重度対応特別単価

医療的ケア者等の重度障害者を定員の3割以上受け入れる場合、重度対応特別単価が適用となり、本体工事の補助基準額が1.5倍となります。

(2) 世田谷区障害者（児）施設整備費補助金【区】

東京都の障害者（児）施設整備費補助要綱（以下、「都要綱」という。）に基づく整備費の補助対象となることを条件とします。

補助金の交付額は、都要綱第6に定めるところにより算出した額に6分の1の補助率を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）を上限とします。

【参考 URL】

[世田谷区障害者（児）施設整備費補助金交付要綱 世田谷区要綱集（東京都）](#)

<土地賃借料補助>

土地賃借料は、東京都の賃借料補助制度を活用した上で、残りの事業者負担分の賃借料に対して区が全額を補助する予定です。

(3) 定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業【東京都】

定期借地権設定契約に際して事業者が国に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、補助率 1/2 を乗じた額が交付されます。

【参考 URL】東京都「定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/teikisyakuchi.html>

(4) 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業【東京都】

事業者が国に支払う賃借料について、賃貸借開始から 60 か月間（5 年間）を上限として、補助率 1/2 を乗じた額が交付されます。

【参考 URL】東京都「借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業」

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/shakuchi\\_katsuyou.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/shakuchi_katsuyou.html)

(5) 賃借料等に対する補助【区】

区では以下の補助制度の創設し、補助金を交付する予定です。

① 定期借地権の一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る）

事業者が国に支払う一時金の額から「定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業（都補助制度）」補助金額を控除した額を区にて補助。

② 土地賃借料

土地賃借料から「借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業（都補助制度）」補助金額を控除した額を区にて補助。（61 か月以降の土地賃借料については全額を区にて補助。）

※定期借地権の一時金を支払うことを条件として補助対象とすることを見込んでいる。

<運営費補助>

本公募の事業計画作成にあたっては、区の運営費補助を参考としてください。

（P.20「世田谷区の運営費補助」参照）

## <その他>

上記の補助制度（補助基準額を含む。）については、今後、内容が変更となる場合があります。従って、実際の交付を保証するものではありませんが、事業計画作成に当たっては、上記単価等を使用してください。

また、障害者（児）施設整備費補助は、年々国の予算額が削減されており、不採択となる場合があります。万が一不採択となった場合は、都の「障害者通所施設等整備費補助事業」の活用、次回の補助協議をしていただく又は補助金の交付を受けずに実施していただく可能性があることをご承知おきください。

## 7 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の整備及び運営に際しては、それぞれ該当する以下の法令及び条例等並びに条件を遵守していただきます。

なお、施設整備に関する補助制度の利用を予定する場合には、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です。

### (1) 遵守すべき法令等

※ここに掲げる法令、条例及び関係規定が全てではないのでご注意ください。

- ・ 障害者総合支援法
- ・ 児童福祉法
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法及び関係法令
- ・ 消防法及び関係法令
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 文化財保護法
- ・ 都市緑地法

#### [東京都条例]

- ・ 東京都障害者障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に関する条例
- ・ 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例
- ・ 東京における自然の保護と回復に関する条例
- ・ 高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例

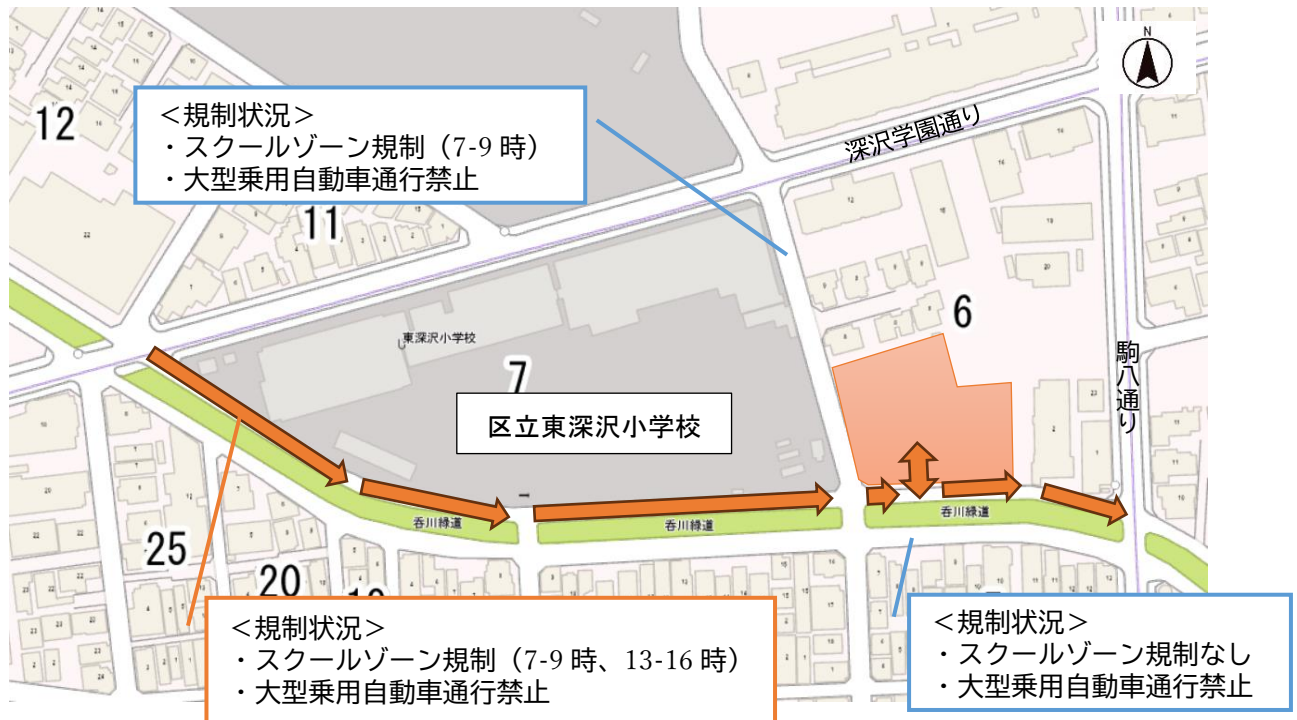
#### [世田谷区条例]

- ・ 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
- ・ 世田谷区風景づくり条例
- ・ 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
- ・ 世田谷区街づくり条例
- ・ 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例
- ・ 世田谷区みどりの基本条例
- ・ 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・ その他、建築確認申請に伴い必要な条例等

## (2) 施設整備に関する条件

- ① 近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。ただし、本公募による事業者として選定されるまでは、個別に近隣住民に対する説明や調整等は行わないこと。
- ② 車両送迎ルートについて、隣接する東深沢小学校の通学路の安全確保のため、住民要望を踏まえた以下ルートを基本とした上で、当該地の南側道路に面した位置を送迎車両の出入口や駐停車場所とすること。

### <車両送迎ルート（予定）>



- ③ 利用者の送迎車両が路上駐車とならないよう、乗降スペースを確保すること。
- ④ 地域住民との交流を図るため、地域交流スペースを確保すること。
- ⑤ 地域住民の安全確保のため、当該地の西側及び南側に幅員2メートル程度の歩道状空地を整備すること。
- ⑥ 当該地の西側道路に面した箇所に東深沢小学校の屋外プールがあり、施設から屋外プールが見えないように、窓等の位置や大きさの工夫、目隠しの設置を行うなど、児童のプライバシーに配慮した設計とすること。
- ⑦ 施設整備にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、粉塵や騒音、振動などについて近隣への影響を最小限に抑える対策を講じること。特に、当該地における既存建築物の解体工事の際に、近隣住民より振動の影響が大きかったことに関してご意見があったことを踏まえ、区の地盤調査結果（事業者説明会で資料配付）をもとに、建設工事中の振動対策を講じること。
- ⑧ 建物はバリアフリー構造とし、障害特性を踏まえた重度障害者（児）へのサービス提供が可能な施設にするとともに、周辺環境と調和した建物とすること。
- ⑨ 施設整備のため、必要に応じて土地の測量、地質調査等を事業者の責任及び費用において行うこと。

※地盤面から約30cmまでは通常の土で、その下の約1mをセメント系固化材（ユースタビラー70）50kg/m<sup>3</sup>で地盤改良済。

### （3）運営に関する条件

- ① 事業者決定後、提案された事業を確実に実施していただくために、区と事業者との間で基本協定を締結すること。
- ② 事業実施期間について、区がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了まで継続して事業を実施すること。
- ③ 利用者の主たる対象は、以下のとおりとした上で、世田谷区民の利用を優先すること。

#### 生活介護及び共同生活援助

医療的ケアを含む重複障害（身体障害と知的障害、精神障害、高次脳機能障害等との重複障害）の方で、障害支援区分5～6程度の方を中心とすること。  
なお、医療的ケア者を複数人受け入れること。

#### 児童発達支援及び放課後等デイサービス

主に医療的ケアを必要とする重症心身障害児及び重症心身障害以外の障害児を受け入れること。

- ④ 利用者の決定方法は、以下のとおりとすること。

#### 生活介護

原則「世田谷区障害者通所施設利用調整会議運営要綱」に基づく会議等により区と事業者で決定する。

#### 共同生活援助

「世田谷区知的障害者等グループホーム運営費補助金交付要綱」に基づき、区と協議の上、事業者が決定する。

#### 児童発達支援及び放課後等デイサービス

事業者において決定するが、区民以外が利用する場合には、事前に区に報告すること。

- ⑤ 土地賃借料や施設整備費の補助、近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用を勘案し、共同生活援助の利用者負担額を軽減すること。
- ⑥ 東深沢小学校の登下校時間に送迎車両が通行する際には、職員が誘導するなど児童の安全に十分に配慮した対策を講じること。
- ⑦ 日常的に地域との交流を図るなど、近隣住民と友好関係を構築し、地域に開かれた運営を行うこと。
- ⑧ 世田谷区地域防災計画における福祉避難所（障害者）として区と協定を締結すること。
- ⑨ 福祉サービス第三者評価を定期的に受審すること。

## 8 開設スケジュール（予定）

時期	内容	
令和8年	6月 1日（月）	公募要項公表
	6月29日（月） 午後2時～	事業者説明会 会場：世田谷区役所第2庁舎4階大会議室 A
	7月 9日（木）	応募意向調査票兼質問票 提出期限
	7月23日（木）	質問回答
	8月28日（金）	応募申込書 提出期限
	9月上旬 ～11月下旬	審査
	11月下旬	区による推薦事業者の決定
令和9年	2月上旬頃	国による事業者の決定
	2月～4月	相手方決定通知（国） 整備費補助：事前協議（東京都）
	5月	近隣住民説明会（整備計画）
	6月下旬	整備費補助：事業計画書提出（東京都）
令和10年	8月頃	整備費補助：内示（東京都）
	9月～11月	工事会社入札
	11月	借地料に関する国との見積合わせ
	12月	定期借地権設定契約の締結（国 ⇄ 事業者） 近隣住民説明会（工事説明）
令和11年	1月頃	土地の貸付開始 建設工事 着工
令和12年	4月頃	開設

## 9 事業者説明会

本公募に関する事業者説明会を開催します。応募を予定（検討を含む）している事業者は、事業者説明会に原則参加してください。

### （1）参加資格

応募資格（P.4参照）の要件を満たす事業者

### （2）日時

令和8年6月29日（月）午後2時から午後3時まで

### （3）会場

世田谷区役所第2庁舎4階 大会議室 A（世田谷区世田谷4-21-27）  
東急世田谷線 世田谷駅 徒歩5分

### （4）申込方法

令和8年6月24日（水）17時までに、「事業者説明会参加申込書」（応募様式参照）をメールにより送付してください。

※説明会への参加が難しい場合は、ご相談ください。

## 10 応募意向調査票兼質問票の提出

事業者説明会后、本公募への「応募を希望」または「応募を検討中」の事業者は、「応募意向調査票兼質問票」（応募様式参照）を提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年7月9日（木）午後5時まで

### (2) 提出方法

「応募意向調査票兼質問票」をメールにより送付してください。

確認のため、メールした旨の電話連絡もお願いします。

### (3) 回答方法

応募意向調査票兼質問票の提出者に対して、令和8年7月23日（木）を目途に、全ての質問回答書を送付します（質問者に対する個別回答は行いません。）。

質問回答書は、公募要項と一体のものとして、公募要項と同等の効力を有するものとしします。

## 11 応募申込書の提出

応募申込者は、次により申込書類を提出してください。区にこれらの書類を提出した事業者を応募者としします。なお、提出締切日以降の計画内容の変更は受け付けません。

### (1) 提出期限

令和8年8月28日（金）午後5時まで

※提出に際しては、事前に電話予約をお願いします。

### (2) 提出場所

世田谷区 障害福祉部 障害者地域生活課

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎3階 33番窓口

電話：03（5432）2419

### (3) 提出書類

#### ① 紙資料

- ・ 正本（黒塗りなし） 1部
- ・ 副本（黒塗りあり） 12部
- ・ 決算書のみ 1部

#### ② 電子データ

- ・ 個別にご案内いたします。

※詳細は「16 提出書類一覧」のとおり

### (4) 書類作成上の留意点

#### ア 提出書類

- ・ 提出書類は、縦型フラットファイル（A4）に左穴あけ綴じとしてください。
- ・ 書類は応募書類一覧の上から順番に綴ってください。
- ・ 書類番号及び書類名のインデックス（提出書類一覧、応募申請書等、内容を表示。番号のみの表示不可。）を付して提出してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙に貼付の上、綴じてください。
- ・ 【書類番号7】決算書（令和5年度から令和7年度）は、正本1部、副本12部に含めるほか、1部を個別にファイルに綴じて提出してください。決算

書のみファイルには、書類番号及び書類名のインデックスは不要です。

- 書類は原則としてA4 版両面印刷で作成してください。
- 図面および開設までのスケジュールはA3 版で作成し、A4 サイズにたんで（ファイル折り）綴じてください。図面は両面印刷不可とします。
- 副本は、ファイルの表紙を含めてすべての書類に事業者が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。なお、法人格（社会福祉法人）については、黒塗りは不要です。
- 印鑑が必要な書類は、提出する印鑑証明書の印鑑を使用してください。
- 大量の差替えが生じた場合は、応募申込者自身で作業していただくことがあります。

#### イ 著作権の帰属等

応募申込書類の著作権は、応募申込者に帰属します。ただし、区は整備運営事業者の公表等必要な場合には、応募申込書類及び応募申込書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

#### ウ 費用の負担

本募集に関し必要な費用は、応募申込者の負担とします。

#### エ 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

#### オ 資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

## 1 2 運営に関する提案

応募を希望する事業者は、「7 施設整備及び運営に関する基本的事項」を参照の上、以下の項目により提案してください。

### (1) 法人としての基本的な考え方・理念

整備する事業所の運営方針・理念及び本件公募への応募理由を記述してください。

### (2) サービス内容

ア 医療的ケア者（児）を受け入れる施設として、利用者本位の視点に立った具体的なサービス内容（食事・排泄・入浴の介助や、体調不良等への対応、日中支援・余暇活動、夜間支援、個別支援計画など）及び設備について提案してください。

イ 利用者の高齢化・重度化に向けた取り組みについて提案してください。

ウ 医療的ケア者（児）の受け入れ人数や障害支援区分、医療的ケアの内容、サービス提供体制、将来的な受け入れビジョンについて提案してください。

### (3) 利用者（児）支援

利用者（児）支援の基本的な考え方として次の4点を中心とする具体的な方策を提案してください。

ア 選択の支援、権利擁護・・・・・・・・・・契約の適正化の確保、日常生活上の

自己決定の支援、プライバシーの配慮等

- イ 苦情解決の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・事業所内での苦情処理等
- ウ 個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・利用者の個人情報管理等
- エ 事業の透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・情報公開等

(4) 衛生管理

既存事業所及び本事業所における、食中毒や新型コロナウイルス感染症対策等の衛生管理に関する考え方及び具体的な対応策を提案してください。

(5) 事故防止・虐待防止

既存事業所及び本事業所における、事故防止及び虐待防止に関する考え方及び具体的な対応策を提案してください。

(6) 災害対策・防犯対策

災害対策及び防犯対策に向けた取り組みについて、利用者の安全確保の方策や地元町会・地域住民との連携を含め、具体的に提案してください。

(7) 家族との連携

利用者の家族と連携を図る手段について、具体的に提案してください。

(8) 職員

ア 職員配置

本事業所を運営する上での職員体制の考え方や工夫を提案してください。また、開設に向けた職員配置（人数、常勤・非常勤の割合、法人内異動による配置）、職員確保（職員採用方法）について具体的に記載してください。

イ 管理者

本事業所の管理者とサービス管理責任者とする人材について、その資質や経験及び給与等を提示してください。

ウ 職員

世話人・生活支援員等などの職員に求める資質・経験・保有資格、経験者と未経験者の比率、常勤・非常勤の割合、本事業所における職員給与等について、具体的に提案してください。

エ 職員のスキルアップ

職員のスキルアップのために現在行っていること、及び本事業所において行う具体的な方策を提案してください。

オ 職場環境

職員がやる気を持って働くことができる環境づくりについて、既存事業所での考え方及び実際に行っている事例を記述するとともに、本事業所における考え方及び具体的な方策を提案してください。

また、令和5年度から令和7年度までの離職率及び離職防止に向けた取り組みを記載してください。

(9) グループホームにおける地域移行の受け皿に向けた区内の施設入所支援（地域生活支援型）施設との連携

重度障害者が入所している区内の施設入所支援（地域生活支援型）施設から、開設するグループホームへの地域移行を円滑に行うため、事業所と区内施設入所支援（地域生活支援型）施設との連携方法を具体的に提案してください。

※なお、区内の施設入所支援（地域生活支援型）施設は、本公募時点で東京リハ

ビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘のみです。

(10) 緊急時等の支援体制

緊急時等の支援体制を確保するため、バックアップ施設及び協力医療機関等との連携体制を具体的に提案してください。

(11) 地域との連携・交流

地域に開かれたサービスを展開するとともに、施設整備への理解を含めた障害理解促進に向けて、地域交流スペースの活用を含めた利用者と地域住民及び東深沢小学校との交流を図る方策、地元町会との連携等について具体的に提案してください。

(12) 関係機関や他事業所との連携

障害児から障害者までを受け入れる施設として、利用者の地域生活を支えるため、区や関係機関、他事業所との連携及び協力体制を構築する方策について、具体的に提案してください。

(13) 児童及び近隣住民の安全対策

利用者の車両送迎にかかる東深沢小学校の児童及び近隣住民の安全対策について、特に児童が登下校する時間帯に留意した上で、具体的に提案してください。

(14) 利用者の費用負担等

家賃、食費、光熱水費、日用品費等の利用者1人当たりの実質負担額の考え方および金額の根拠を提案してください。なお、共同生活援助の家賃については、施設整備費や土地賃借料の補助があることを踏まえ、できる限り低廉な価格としてください。

## 1.3 建築に関する提案

(1) 設計・工事に関する提案

ア 設計に関する提案は、配置図、平面図、立面図等を用いて行ってください。

イ 医療的ケア者（児）を受け入れる施設として提案内容を反映した上で、図面上に意図や趣旨等を記載してください。

ウ 地域住民の安全確保のため、当該地の西側及び南側に幅員2メートル程度の歩道状空地を整備するほか、近隣や隣接する東深沢小学校に配慮した設計としてください。

エ 設計にあたっては、敷地南側の道路状況（桜や電柱等）にも留意してください。

オ 区の地盤調査結果（事業者説明会で資料配付）をもとに、工事中の近隣住宅への振動や騒音を抑える具体的な対策を記載してください。

## 1 4 整備運営事業者の選定方法

### (1) 審査について

提出書類に基づき、①医療的ケア児者の受け入れ、②サービス及び利用者支援、③事故・虐待防止、④人材確保・育成、⑤関係機関・地域との連携等について、選定委員会による書類審査及びヒアリング審査を行います。併せて、公認会計士による財務審査も行います。

ヒアリング審査に先立ち、応募者の既存運営施設調査を行う場合があるほか、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

### (2) 事業者の決定方法

選定委員会において総合的に評価し、世田谷区長が事業者を選定します。

審査の結果、整備運営事業者なしとする場合があります。また、事業者が事業の実施が困難となった場合は、再度審査会を開き、改めて事業者の選定を行う場合があります。

なお、最終的な事業者の決定は国が行います。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年11月下旬頃、文書で通知します。

### (4) 整備運営予定者の公表

決定した事業者名については、世田谷区公式ホームページで公表します。決定した事業者以外の事業者名、提案内容は公開いたしません。

なお、事業者決定後、あらかじめ国に取得要望書とともに財務諸表（直近3年分の決算書）及び事業収支計画を提出し、国で事業遂行能力について審査することとなります。

## 1 5 問い合わせ先一覧

### (1) 本公募について

世田谷区 障害福祉部 障害者地域生活課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

TEL：03-5432-2419

FAX：03-5432-3021

### (2) 建築に関する条例等や事前手続き

建築審査課、都市デザイン課（ユニバーサルデザイン推進条例の関係）のほか、計画地の諸条件、設計想定等を踏まえ、必要な部署に事前相談を行ってください。

（参考）区HP 建築に関する条例等や事前手続き

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02034/3771.html>

### (3) 消防法上の法令規制等について（計画地を管轄する消防署）

玉川消防署（中町3-1-19） TEL：03-3705-0119

## 16 提出書類一覧

分類	NO	様式	資料内容	黒塗 不要	提出 確認
①法人の概要	1	様式1	障害福祉サービス事業所等整備運営事業者応募申込書	◎	
	2	様式2	応募書類一覧	◎	
	3	様式3	担当者連絡先	◎	
	4		法人登記事項証明書 (応募申込前3か月以内に発行されたもの)	◎	
	5		法人代表者の印鑑証明書 (応募申込前3か月以内に発行されたもの)	◎	
	6	様式4	役員名簿	◎	
	7		決算書(令和5年度から令和7年度)	◎	
	8		法人定款(最新のもの)		
	9	様式5	法人の事業経歴		
	10	様式6	事業所一覧		
	11		現在、実施している全ての施設に関する資料 (特色及び事業概要等、パンフ可)		
	12		既存運営施設の指導検査結果、改善報告書 (過去3か年)		
	13		既存運営施設の第三者評価「改善すべき事項」 (過去3か年)		
②事業計画	14	様式7	提案概要		
	15	様式8	事業運営に関する提案書		
	16	様式9	職員の勤務体制及び勤務形態一覧表		
	17	様式10	職員ローテーション表		
	18	様式11	利用者家賃負担計算シート		
	19	様式12	資金調達一覧表		
	20	様式13	収支見込シミュレーション(全体)		
	21	様式14	収支見込シミュレーション(積算根拠・収入)		
	22	様式15	収支見込シミュレーション(人件費算出シート)		
	23	様式16	自己資金充当可能額算出表		
	24	様式17	借入金償還計画		
③施設設計等	25	A3判	建物配置図		
	26	A3判	各階平面図		
	27	A3判	立面図		
	28	様式18	部屋別面積表(延床面積)		
	29	様式19	建設工事中における振動対策		
	30	様式20 A3判	開設までのスケジュール		
	31		工事見積書		

※上記書類以外にも、必要に応じて提出をお願いする場合があります。

# 地積測量図

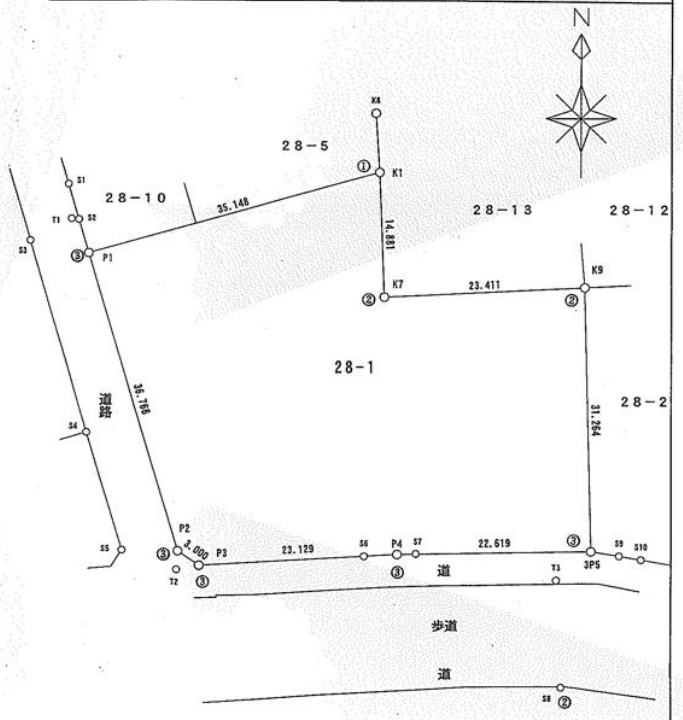
地番 28-1 地積測量図 H18.12.18  
 土地の所在 世田谷区深沢三丁目

## 求積表

NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
P1	140.838	88.961	-23.474	-3306.031212
P2	105.545	99.273	12.773	1348.126285
P3	103.828	101.734	25.551	2652.909228
P4	105.183	124.824	45.706	4807.494198
P5	105.560	147.440	21.867	2308.280520
K9	136.816	146.691	-24.132	-3301.643712
K7	135.660	123.308	-23.944	-3248.243040
K1	150.531	122.747	-34.347	-5170.288257
合計				-3909.395990
合計面積				1954.69
地積				1954.69㎡

点名	X座標	Y座標	備考
P1	140.838	88.961	金属標
P2	105.545	99.273	区金属標
P3	103.828	101.734	区金属標
P4	105.183	124.824	区金属標
P5	105.560	147.440	金属標
K1	150.531	122.747	ミカゲ境界石
K7	135.660	123.308	コンクリート境界石
K9	136.816	146.691	コンクリート境界石
K8	157.557	122.298	ミカゲ境界石
S1	149.061	86.573	ブロック塀角
S2	144.843	87.800	ブロック塀角
S3	142.338	82.088	コンクリート塀角
S4	119.618	88.694	コンクリート塀角
S5	105.658	92.827	コンクリート塀角
S6	104.955	121.009	コンクリート塀角
S7	105.266	126.995	コンクリート塀角
S8	89.287	143.977	コンクリート境界石
S9	105.020	150.678	レンガ塀角
S10	104.590	153.245	レンガ塀角
T1	144.929	86.938	鉄
T2	103.335	99.104	鉄
T3	102.130	143.433	鉄

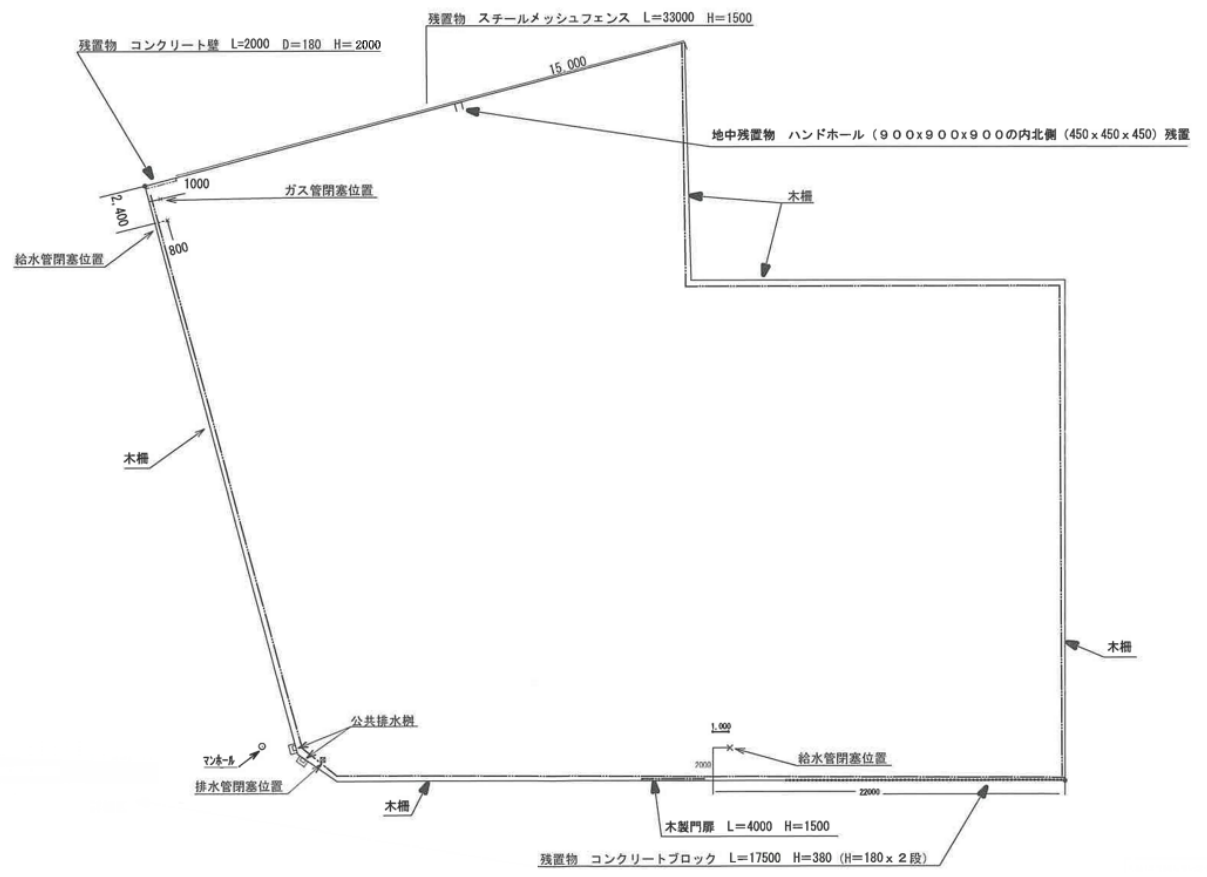
境界	境界標の種類
①	石 杭
②	コンクリート杭
③	金属標
④	プラスチック杭
⑤	刺 印



906086

1/500

# 残置物



## 世田谷区の運営費補助

本公募の事業計画作成にあたっては、以下をご参照ください。

なお、各補助要綱を抜粋していますので、詳しくは世田谷区ホームページの「[世田谷区要綱集](#)」をご確認ください。

### 1 生活介護

「[世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱](#)」抜粋

#### 【補助交付額】

補助事業に要する経費のうち、別表第3及び別表第4の区分欄に掲げるものについてそれぞれ同表の基準額欄に定める額（1回のサービスの提供に係る金額を定めるものにあつては、当該金額にサービスを提供した回数に乗じて得た額。）の合計額。

別表第3（第5条、第6条関係）障害者日中活動系サービス推進事業補助

区分	内容等	基準額
<b>基本補助</b>	補助事業を推進するための経費（利用者に対して支給する自宅等から通所するための交通費を含む。）	東京都が認証する機関が行う福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の受審の有無により、次に掲げるいずれかの額 (1) 第三者評価を受審した事業所 月額 利用者数に17,000円を乗じて得た額。ただし、当該事業所の定員数に17,000円を乗じて得た額を限度とする。 (2) (1)以外の事業所 月額 利用者数に8,000円を乗じて得た額。ただし、当該事業所の定員数に8,000円を乗じて得た額を限度とする。 ※ 利用者数は、毎月1日を基準とする。
加算	メニュー選択式加算	附表1に定める選択メニュー項目の1から6までのうち、3項目以上に該当する事業所について、補助事業を推進するための経費 年額 利用者数に72,000円を乗じて得た額。ただし、当該事業所の定員数に72,000円を乗じて得た額を限度とする。 ※ 利用者数は、補助事業を行う年度の4月1日を基準とする。ただし、年度の途中において補助事業の運営を開始する場合は、事業開始日を基準とする。 ※ 附表1に定める選択メニュー項目の2に該当する場合、98,000円に当該補助事業を行う年度の前年度末に在籍していた附表3に定める項目を要する利用者の数を乗じて得た額を別途、算定する。
	障害者等雇用加算	1 次に掲げる者（特定就職困難者雇用開発助成金（ハローワーク）等、他の公的補助の対象となる者を除く。）を職員配置基準以外に雇用し、その雇用時間の合計が年間400時間以上であ 総雇用時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じ、次に掲げる額 (1) 年間400時間以上799時間以下 年額 435,000円

		る事業所について、雇用する るための経費 (1) 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (2) 満65歳以上70歳未満の者 (3) 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦	(2) 年間800時間以上1,199時間以下 年額 726,000円 (3) 年間1,200時間以上1,599時間以下 年額 1,016,000円 (4) 年間1,600時間以上1,999時間以下 年額 1,306,000円 (5) 年間2,000時間以上2,399時間以下 年額 1,597,000円 (6) 年間2,400時間以上 年額 1,887,000円
	第三者評価受審 経費加算	第三者評価の受審に要する経費	年額 第三者評価の受審（標準の評価に限る。）に要した経費の額。ただし、600,000円を限度とする。

別表第4（第5条、第6条関係）生活介護実施補助等

区分	対象事業	内容等	基準額
生活介護実施補助	生活介護	1 生活介護を推進するための経費 2 看護師等配置補助と併せての請求はできない。	サービスの提供1回につき <b>3,650円</b>
生活介護小規模事業所一体化加算	生活介護	複数の小規模事業所が一体的に生活介護サービスを利用者に提供する場合に1回の提供ごとに生活介護実施補助に加算する。	サービスの提供1回につき 2,000円
利用者送迎費補助	生活介護	通所バスの運行等、生活介護利用者の送迎のための経費	<b>実費</b> ただし、利用者等から送迎サービスの費用を受領した場合（送迎加算により算定した額に相当する額を法定代理受領した場合を含む。）、その受領した額を減じた額とする。
就労事業重度者支援補助	就労移行支援 就労継続B型	附表2に該当する者を5時間を超えて連続して支援する場合の経費	サービスの提供1回につき 1,700円 ただし、重度者支援体制加算に該当する事業にあっては、1,200円とする。
看護師等配置補助	就労継続B型（身体障害者又は知的障害者を主な利用者とする事業所に限る。）	1 年間を通じて看護師又は医師を配置し、利用者の医療的観察等を行う体制を整えるための経費 2 生活介護実施補助と併せての請求はできない。	看護師 実際に要した経費と年額535,000円のうちいずれか低い方の額 医師（嘱託医） 実際に要した経費と年額562,800円のうちいずれか低い方の額
家賃補助	就労移行支援 就労継続A型 就労継続B型	左の対象事業を行うために世田谷区内において事業所を賃借する経費	月額 賃料、管理費及び共益費相当額。ただし、400,000円を限度とする。
医療的ケア者受入れ促進補助	生活介護	医療的ケア者の受入れを促進するための経費	補助単価 附表3に掲げる項目に応じ、定めるスコアの合計

			<p>(1) 16点未満 3,000円  (2) 16点以上32点未満 5,000円  (3) 32点以上 10,000円</p> <p><b>補助金額</b>  <b>補助単価にサービスの提供回数を乗じた額</b></p> <p>ただし、別表第3に定めるメニュー選択式加算を算定しており、かつ、附表1に定める選択メニュー項目の2に該当する場合は、98,000円に当該補助事業を行う年度の前年度末に在籍していた附表3に定める項目を要する利用者の数を乗じて得た額を減じた額とする。</p>
職員研修費補助	生活介護 就労移行支援 就労継続A型 就労継続B型 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	職員に研修を実施し、又は職員を研修に参加させるための経費（講師謝礼、研修受講費、交通費、研修参加職員及び代替職員の手当及び賃金等）	年額 研修に要した経費の額。ただし、50,000円を限度とする。
給食費補助	生活介護 就労移行支援 就労継続B型 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	事業所が利用者に対して給食を提供するための経費	給食（外食を除く）の提供1回（ただし、第1号及び第3号の場合において、購入した給食（弁当等）を提供するときは、回数に含めないものとする。）につき1回当たりの給食の提供に要した費用の額が次に掲げる額を超える場合のその差額 ただし、調理実習を行う場合、別途定める補助基準による (1) 利用調整対象施設でかつ食事提供体制を有する事業所の場合 ア 利用者が低所得者であるとき。 650円 上限額120円 イ 利用者がア以外の者であるとき。 500円 上限額270円 (2) 利用調整対象施設でかつ食事提供体制を有さない事業所の場合 ア 利用者が低所得者であるとき。 230円 上限額420円 イ 利用者がア以外の者であるとき。 500円 上限額150円 (3) 利用調整対象外施設でかつ食事提供体制を有する事業所の場合 ア 利用者が低所得者であるとき。 650円 上限額120円 イ 利用者がア以外の者であるとき。 500円

			上限額270円 (4) (1)から(3)まで以外の 事業所の場合 230円 上限額270円
実習手当金・実 習交通費補助	就労移行支援 就労継続A型 就労継続B型	世田谷区障害者実習取扱 要綱（平成20年3月31日 19世障地第782号）第2条 に規定する実習手当金及 び実習交通費を支給する ための経費。	世田谷区障害者実習取扱要綱第 4条に規定する支給額
施設の改修又は 移転に伴う経費 補助	区の行政財産使用 許可を受け、区の 建物を使用してい る事業	区の行政財産使用許可施 設の改修又は移転に伴う 物品運搬、電話架設、警 備機器設置及び当該施設 の移転後の施設で使用する 移動支援設備に要する 経費並びに運営体制の維 持に要する経費。	10/10

※各附表については、「世田谷区の例規類集・要綱集」から本要綱をご確認ください。

## 2 グループホーム

「世田谷区知的障害者等グループホーム運営費補助金交付要綱」抜粋

### 【補助交付額】

補助事業に要する経費のうち次に掲げる経費の合計の額。

別表1（第5条関係）補助金の交付額（賃貸物件の場合又は補助事業者が自己資金で施設を建設した場合に対象となるもの）

区分	補助金の交付額の算出			
設備整備費	A	B	補助金交付額	
	実支出額－他の補助金 (負数の場合は0円とする。)	12万5千円×(グループホームの定員)	A又はBのどちらか少ない方の額	
※整備の内容について、区長が認めたものに限る。				
重度障害者受入れ経費	次により計算したものの合計額			
	利用者1人についての補助額	A 受入れ人数×7万円 ×利用月数	B 補助事業に要する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額	補助金交付額 A又はBのどちらか少ない方の額
	区内施設入所支援施設(地域生活支援型)から移行した利用者への補助額			1万円×利用月数 (1年間を上限とする。)
<p>この表において利用者とは、次の①及び②に該当する者をいう。</p> <p>①区による共同生活援助の支給決定を受けた利用者かつ区との協議により利用決定した利用者</p> <p>②Ⅰ又はⅡのいずれかに該当する利用者</p> <p>Ⅰ「知的障害者」 次のア及びイのいずれにも該当する者</p> <p>ア 障害支援区分が4以上</p> <p>イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。)第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づく認定調査項目のうち、厚生労働省告示第543号厚生労働大臣が定める基準別表第2に掲げる行動関連項目等の合計点数と、省令に定める認定調査項目のうち「移動」「食事」「入浴」のそれぞれの項目において、「部分的な支援が必要」であるものを「1点」、「全面的な支援が必要」であるものを「2点」として算定したときの点数の合計が10点以上であること。</p> <p>Ⅱ「身体障害者」 次のア～オのいずれにも該当する者</p> <p>ア 障害支援区分が5以上であること。</p> <p>イ 省令に定める認定調査項目のうち「両足での立位保持」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」のどちらかに該当すること。</p> <p>ウ 省令に定める認定調査項目のうち「座位保持」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」のどちらかに該当すること。</p> <p>エ 省令に定める認定調査項目のうち「食事」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」のどちらかに該当すること。</p> <p>オ 省令に定める認定調査項目のうち「入浴」が「全面的な支援が必要」に該当すること。</p> <p>区内施設入所支援施設(地域生活支援型)から移行した者への補助については、移行元の施設入所支援施設(地域生活支援型)と連携した定着支援を行うこと。定着支援の状況は毎月、報告書にて移行元の施設入所支援施設(地域生活支援型)へ報告し、四半期ごとの状況報告において区に報告すること。</p>				

研修経費			
	A 実際に研修に要した経費	B 1 グループホーム 50,000円	補助金交付額 A又はBのどちらか少ない方の額
※研修に要した経費の内容について、区長が認めたものに限る。			

別表3（第5条関係）補助金の交付額（補助事業者が自己資金で施設を建設した場合のみ対象となるもの）

区分	補助金の交付額の算出			
施設維持費		A	B	補助金交付額
	入居者用居室1室についての補助月額	施設維持費居室1室相当額 －3万円  (負数の場合は0円とする。)	3万円	A又はBのどちらか少ない方の額
<p>① 補助の対象となる入居者用居室は、個室に限る。</p> <p>② 世田谷区以外の市区町村の入居者が居住している居室にあっては、補助金の算出の対象としない。</p> <p>③ 施設維持費居室1室相当額は、区長が近傍同種の物件の賃借料を勘案し、補助事業者の建物に係る資金返済計画に基づき補助事業者との協議を経て定めるものとする。</p> <p>④ 社会福祉法人が、年度の中途において補助事業の運営を開始し、又は廃止した場合の補助金交付額は、区長が承認する開始日又は廃止日の属する月を含めた補助事業実施月数分とする。</p>				
体験型居室維持費		A	B	補助金交付額
	体験型居室の空室1室についての補助月額	体験型居室1室の維持に要する経費の実費相当額	69,800円	A又はBのどちらか少ない方の額
<p>① 入居者不在期間が一の暦月に満たないときは、A又はBのどちらか少ない方の額を当該暦月に属する日数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に入居者不在期間の日数を乗じて得た額を補助金交付額とする。</p> <p>② 入居者不在期間の末日が指定期限（入居者不在期間の初日から起算して3箇月を経過した日の属する月の末日をいう。以下この表において同じ。）より後の日であるときは、入居者不在期間の初日から指定期限までの期間について補助金交付額を算出する。この場合において、一の暦月に満たない期間についての補助金交付額は、①の例により算出する。</p> <p>③ 体験型居室1室の維持に要する経費の実費相当額は、区長が近傍同種の物件の賃借料を勘案し、補助事業者の建物に係る資金返済計画に基づき補助事業者との協議を経て定めるものとする。</p>				
体験型居室運営費	体験型居室の空室1室についての補助日額	7,381円	入居者不在期間の末日が指定期限より後の日であるときは、入居者不在期間の初日から指定期限までの期間について補助金交付額を算出する。	

### 3 障害児通所支援事業

「世田谷区医療的ケア児受入れ促進事業補助金交付要綱」抜粋

#### 【補助交付額】

補助金の交付額は、区内在住の医療的ケア児につき、別表1の部に定める医療的ケアスコアに応じて同表2又は3の部に掲げる補助単価にサービス提供回数を乗じて得た額の範囲内の額。

別表（第6条関係）

#### 1 医療的ケアスコア

	項目	スコア
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理	10
	人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	
2	気管切開の管理	8
3	鼻咽頭エアウェイの管理	5
4	酸素療法	8
5	吸引（口鼻腔及び気管内吸引）	8
6	ネブライザーの管理	3
7	胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8
	（2）持続経管注入ポンプ使用	3
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）	8
9	皮下注射（1）皮下注射（インスリン、麻薬等）	5
	（2）持続皮下注射ポンプ使用	3
	※いずれか一つを選択	
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）	3
	インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む。）	8
12	導尿（1）利用時間中の間欠的導尿	5
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、胃瘻、尿路ストーマ）	3
	※いずれか一つを選択	
13	排便管理（1）消化管ストーマ	5
	（2）摘便、洗腸	5
	（3）洗腸	3
	※いずれか一つを選択	
14	痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与及び迷走神経刺激装置の作動等の処置	3
	医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	

#### 2 日中受入れ促進補助

医療的ケアスコアの合計	補助単価（地域支援施設）※	補助単価（地域支援施設を除く。）
32点以上	6,770円	5,880円
16点以上32点未満	3,350円	2,910円
3点以上16点未満	1,440円	1,250円

※ 他の医療的ケア児受入れ施設職員の実習受入れ、超重症心身障害児の受入れ、新規施設への助言等の地域支援を行う施設

#### 3 夕方受入れ促進補助

医療的ケアスコアの合計	補助単価（送迎なし）	補助単価（送迎あり）
32点以上	9,130円	12,430円
16点以上32点未満	7,600円	9,010円
3点以上16点未満	6,150円	7,160円